

令和6年度 愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修（2日課程） 開催要項

1 目的

この研修は、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に則り、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

2 事業の実施主体

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会

3 受講方法

受講申し込み後、令和6年8月1日（木）までにメールで受講決定通知および講義資料、講義視聴URLをお送りします。

下記の期間内に別紙カリキュラムの動画をインターネットがつながる環境（パソコン・タブレット・スマートフォン等）で視聴(YouTubeにて限定配信)してください。

研修受講（動画視聴）後、下記期間内に『事後課題』を郵送・メールにて提出してください。

この『事後課題』については、令和6年8月16日（金）午後にメールにて詳細をお伝えします。

視聴期間	事後課題提出期間
令和6年8月2日（金） ～8月16日（金） 11:59	令和6年8月17日（土） ～8月26日（月） 23:59 ※郵送の場合は8月26日（月）必着

4 受講対象者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※2日課程は、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に就かれる方のコースです。

相談支援専門員の業務に就かれる方は別研修（愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修）となりますので、お間違いのないようご注意ください。

5 受講申込手続

(1) 申込受付期間

令和6年6月25日（火）～7月31日（水）

メールの場合は7/31（水）23:59 受付分まで有効

郵便の場合は7/31（水）必着

(2) 申込方法

別添の受講申込書（様式第1号）に必要事項をご記入の上、下記9まで郵送またはメールで送信してください。

(3) 受講者の定員

300名程度

(4) 受講者の決定及び通知

受講申込完了後、受講決定通知をメールで通知します。そのメールで講義資料およびYouTubeにて限定配信する動画のURLをお知らせします。

6 受講料等

- (1) 受講料 10,000円(税込) ※8に記載のテキスト代は含みません
- (2) 納入方法 受講決定通知時に振込先をお知らせします。
- (3) 受講料の返還 納入された受講料は、原則返還いたしません。

7 受講証明書の交付について

提出された『事後課題』で基準を満たし、合格した受講者に対して、受講証明書を郵送にてお送りします。

8 使用するテキストについて

障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編(中央法規出版)を使用しますので、動画視聴時に各自でご用意ください。なお、受講決定通知メールに注文書を添付しますので適宜ご使用ください。

9 お問い合わせ先・お申込み先

申込期間中はお電話が混み合うことが予想されますので、FAXやメールでのお問い合わせにご協力ください。スタッフが不在の場合もございますので、来所でのお問い合わせや申込書の持参等については、事前にご相談ください。

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局

〒790-0802 松山市喜与町二丁目5番地9 ピリカコスモス401号

TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032

メール eacsw@mbr.nifty.com